

令和6年 No27

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

附属学校長及び附属学校運営参事の選出方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年5月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年5月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第16号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校長及び附属学校運営参事の選出方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (校長) 第17条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者をもって充てる。 2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長、<u>教職大学院長、機構長又は当該校長</u>の意見を聴くことができる。 4・5 〔省略〕 〔省略〕 (附属学校運営参事) 第44条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。 (1) 本学の専任教授 (2) 本学の専任教授又は副校長（副校長相当の職を含む。）を経験し、附属学校の運営に造詣が深く又は優れた識見を有する者 <u>(3) 公立学校の運営に造詣が深く又は優れた見識を有する者</u> 2～5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年5月23日から施行する。</u>	〔省略〕 (校長) 第17条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する資格要件を有する者をもって充てる。 2 校長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 3 附属学校運営会議は、前項の意見聴取に際し、学系長の意見を聴くことができる。 4・5 〔省略〕 〔省略〕 (附属学校運営参事) 第44条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）を置き、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。 (1) 本学の専任教授 (2) 本学の専任教授又は副校長（副校長相当の職を含む。）を経験し、附属学校の運営に造詣が深く又は優れた識見を有する者 2～5 〔省略〕 〔省略〕